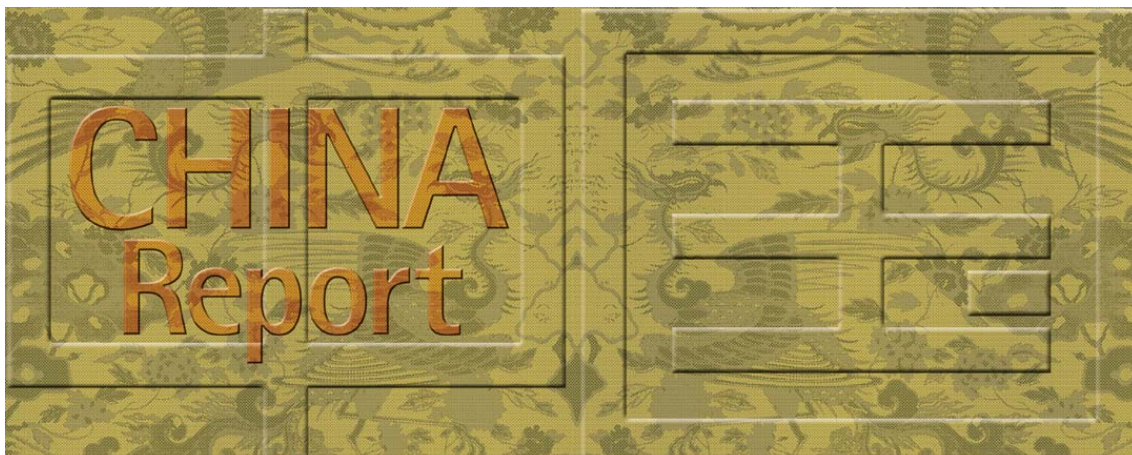




株式会社日本政策金融公庫
国際協力銀行（JBIC）

JBIC 中国レポート

2009 年 **8** 月号

投資

持分出資登記管理弁法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2009 年加工貿易禁止類目録の公布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

税務

一部の商品の輸出増値税還付率の引上げに関する通知・・・・・・・・・・・・ 6

JBIC 中国レポート

本レポートは、株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港駐在員事務所が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考になりそうな投資、金融、税制等にかかる生の情報を集め毎月発行するものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当事務所までご照会下さい。

また、本レポートはホームページでも御覧頂けます。

(<http://www.jbic.go.jp/ja/report/reference/index.html>)

株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港首席駐在員
行天 健二

投資

持分出資登記管理弁法

これ迄、(日本の現地法人を含む)中国国内企業が、その出資持分や国内企業自らが追加発行する株式を支払い手段とする場合には、「会社法」(主席令第42号(*1))に「出資者が貨幣で出資、又、現物、知的財産権、土地使用権等の貨幣で価額評価をする事が出来、且つ法に依って譲渡する事が出来る非貨幣を評価換価して出資しても良い。(中略)、且つ出資者全体の貨幣出資金額が、有限会社の登録資本の30%を下回ってはならない。」(第27条)等といった規定が定められていた。

これにより、出資持分の現物出資を含めた現金出資以外が70%以下であれば、現物出資が認められると考えられるものの、これまで、その具体要件や手順等は定められていなかった。

従って、今般、「持分出資登記管理弁法」(国家工商行政管理総局令第39号、2009

年3月1日施行、以下、「第39号通知」(*2))により、中国国内にある有限会社や株式会社(以下、「有限会社等」)がその持分や株式(以下、「持分等」)を支払手段として、他社に出資する際の詳細な規定が定められた事により、現地法人の出資持分等を用いたM&Aや他の中国国内企業の新規設立・増資等の再投資に関し、その要件・手順が明確化された事は、事業再編を検討する企業にとっては、再編手段の一つの選択肢として、出資持分の活用が従来よりも容易となった事を意味し、朗報と言えるだろう。

第39号通知における条文の要点は以下の通りである。

1. 持分出資の否認要件

持分による出資が認められないケースは、以下の通り。

- － 登録資本の払い込みが未完了の場合
- － 持分等に質権が設定されている場合
- － 持分等が法により差し押さえされている場合
- － 定款の規定により譲渡不可としている場合
- － 法律法規或いは国务院の規定により有限会社等株主の持分譲渡には認可が必要だが、未だ未認可の状態の場合
- － 法律法規或いは国务院の規定により、譲渡不可とされる状態の場合

2. 持分の現物出資の主要手続き(*3)

持分を現物出資する際に要求される主要手続きは、以下の通り。

- － 出資持分は、評価機関による資産評価を受ける。
- － 新規設立する場合、被投資企業の設立後 1 年以内に、投資者は出資持分の現物出資を実施し、被投資会社は資本金の変更登記手続きを完了する。
- － 増資の場合、被投資企業の登録資本の変更登記前に、実際に現物出資する。
- － 持分の現物出資後、会計事務所等の验资機構で、出資検証を受ける。その際に、持分変更登記の完了の有無、持分評価の状況（評価額や評価機構、評価基準日等の事項）、要認可項目につい

ての認可の有無等が検査される。

- － 有限会社は「会社登記管理条例」(*4)と国家工商行政管理総局が定める企業登記に係る提出資料に基づき登記申請を行う。
- － 被投資会社が登記を申請する際には、「会社登記管理条例」と国家工商行政管理総局が定める企業登記に係る提出資料に基づき登記申請を行う以外に、以下の資料を提出する。
 - ① 持分を出資した投資人が署名した持分譲渡出資承諾書
 - ② 有限会社の営業許可証コピー（会社公印の押印があるもの）

(*1) 「会社法」の原文は、以下URLを参照の事。
http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-10/28/content_85478.htm

(*2) 第 39 号通知の原文は、以下URLを参照の事。
http://qyj.saic.gov.cn/viewContent.do?content_id=6367

(*3) 第 39 号通知では、有限会社と株式会社とにおいて、持分等の現物出資に関しそれぞれの手続き方法について定めているが、本稿では有限会社の関連箇所に対してのみ、記述している。

(*4) 「会社登記管理条例」（国务院令第 451 号）は、「会社法」の改正に合わせ、2006 年 1 月 1 日から改正施行されている。尚、「会社登記管理条例」の原文は、以下URLを参照の事。
http://www.gov.cn/banshi/2005-12/22/content_134834_3.htm

2009 年加工貿易禁止類目録の公布

2009 年 6 月 3 日付で、商務部と税関総署は合同で「2009 年加工貿易禁止類目録」（商務部、税関総署公告 2009 年第 37 号 以下、「新目録」(*1)) を公布した。

税関総署の統計によると、中国の 1-5 月の輸出総額は 4,261.42 億米ドル（前年同期比 21.8%減）、輸入総額は 3,373.49 億米ドル（前年同期比 28%減）と、金融危機の影響を受けて輸出入とも低迷が続いており、2009 年 5 月 27 日に開催された国务院常务会议では、外需の安定化を図る為の 6 項目の輸出促進策が決定された。

これを受けて新目録では、高汚染、高エネルギー（原文：両高）製品の加工貿易を厳しく禁止すると同時に、“両高”に属さない一部植物、軽工業製品、鉄鋼、非鉄金属等を含む 79 品目を「禁止類」から削除し、全 1,759 品目となっている。

➤ 2009 年の HS コードに基づき、調整後の禁止類商品目録の HS コードについて改訂を行う。改訂後の禁止類商品目録は 1,759 品目とする。

➤ 以下の状況については、加工貿易禁止類として管理する。

- (1) 栽培、養殖等の輸出製品の為に輸入した種子、苗、肥料、飼料、添加材、抗生物質等。
- (2) モデルガン生産輸出。
- (3) 輸入部材が国家の輸入禁止商品

2008 年の加工貿易禁止類目録はプラチナ、カドミウム等の原材料を含む 39 品目の増補に止まり、その後、2008 年末には今回と同様に“両高”に属さない銅、ニッケル、アルミニウムを含むハイテク製品全 27 品目が「禁止類」から削除された。「禁止類」の減少調整により、企業のモチベーションを高め、対外貿易の安定的発展への効果が期待されている。

新目録の概要は以下の通りである。

尚、本目録と同日付で、同じく輸出奨励を目的とした「一部の商品の輸出増値税還付率の引上げに関する通知」（財税[2009]88 号、詳細は本中国レポート p6 参照）も公布されている。

(有害物質、放射性物質等)に属する加工貿易の展開を禁止する。

- (4) その他の国家が既に公布した輸出入禁止目録の商品。

➤ 加工貿易禁止類の輸入商品目録に該当し、再加工(*2)用に転入する、或いは保税加工機能を持つ税関特殊区域内の企業から実質的な加工を経た後に区外へ入る商品は、加工貿易禁止類の輸入商品としての管理は行わない。

- 加工貿易禁止類の輸出商品目録に該当し、再加工(*2)用に転入する、或いは保税加工機能を持つ税関特殊区域内の企業が実質的に加工生産した商品は、加工貿易禁止類の輸出商品としての管理は行わない。
- 前述の商品が実質的な加工(*3)を経していない場合には、直接中国国外へ出してはならない。
- 本公告は保税区、輸出加工区等の税関特殊監督区域にも適用する。但し、本公告の公布前に設立され、尚且つ関連商品の加工貿易に従事する企業は除くものとする。
- 本公告の公布日から、商務部、税関総署 2008 年第 22 号公告及びその附属

目録の執行を停止する。

- (*1) 新目録の詳細は以下 URL を参照の事。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200906/20090606300331.html?1415179561=600619042>
- (*2) 再加工（原文：深加工結転）とは、中国国内の委託加工企業間で行われる半製品の保税取引を指す。尚、一般的に言われる「転廠」はこの取引に含まれる。
- (*3) “実質的な加工”の基準は、「非特惠性原産地規則における実質的変更基準に関する通知（税関総署令第 122 号）に照らして執行する。尚、第 122 号令では、“貨物が実質的に変更しているか否かは原則として税則分類の変更を以って基本基準とし、税則分類の変更が実質性変更を反映できない場合、従価比率、製造又は加工工程等を以って補充基準とする。”と規定されている。第 122 号令の詳細は以下 URL を参照の事。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab518/info4299.htm>

税務

一部の商品の輸出増値税還付率の引上げに関する通知

2009 年 6 月 3 日付で、国家税務総局及び財政部より「一部の商品の輸出増値税還付率の引上げに関する通知」（財税[2009]88 号 以下、“本通知”(*1)) が公布された。

輸出に係る増値税還付率の引上げは、「紡績品、アパレルの輸出増値税還付率の引上げに関する通知」（財税[2009]14 号 / 09 年 2 月 5 日公布、09 年 2 月 1 日施行）、「軽工業、紡績業、電子情報等の商品の輸出増値税還付率の引上げに関する通知」（財税[2009]43 号 / 09 年 3 月 27 日公布、09 年 4 月 1 日施行）に続き、今年に入って 3 回目となる。

税関総署の統計によると、中国の 1-5 月の輸出入総額は 7,634.91 億米ドル、その内、輸出総額は 4,261.42 億米ドル（前年同期比 21.8%減）、輸入総額は 3,373.49 億米ドル（前年同期比 28%減）と、金融危機の影響を受けて輸出入とも低迷が続いている。

1. 輸出増値税還付率の調整内容

増値税還付率を 17%へ引上げるもの

- ・ テレビ用発信設備、ミシン等の商品等

増値税還付率を 15%へ引上げるもの

- ・ 缶詰、果汁、生糸等の農産加工品
- ・ 電動ギアポンプ、セミトレーラー
- ・ 光学部品等の機器計器
- ・ 鞆、靴、帽子、傘、毛髪製品、玩具、

こうした背景を踏まえ、2009 年 5 月 27 日に開催された国務院常務会議では“労働集約型製品、国際競争力のある製品並びにハイテク製品の輸出を促進すると同時に、高汚染、高エネルギー消費、資源消費型製品（原文：両高一資）の輸出を抑制する”等、外需の安定を図るための 6 項目の輸出促進策が決定された。

本通知はこれを受けて公布されたもので、機電製品、農産加工品の他、靴、玩具、家具製品といった労働集約型製品が多く含まれており、調整対象品は HS コード 2,600 品目超に上る。

本通知の概要は以下の通りである。

尚、本通知と同日付で、同じく輸出奨励を目的とした「2009 年加工貿易禁止類目録」（商務部、税関総署公告 2009 年第 37 号、詳細は本中国レポート p4 参照）も公布されている。

家具等

増値税還付率を 13%へ引上げるもの

- ・ 一部のプラスチック、陶磁器、ガラス製品
- ・ 一部の水産物
- ・ 旋盤用工具等

増値税還付率を 9%へ引上げるもの

- 合金鋼異型材等の鋼鉄
- 鉄鋼構造体等の鉄鋼製品
- はさみ等

増値税還付率を **5%**へ引上げるもの

- コーンスターチ
- アルコール等

2. 実施日

- 本通知は 2009 年 6 月 1 日より施行す

る。

- 具体的な実施日は、税関が輸出貨物報
関単（輸出還付専用）に注記した輸出
日を基準とする。

(*1) 本通知及び増値税還付率の商品リストの詳
細は以下 URL を参照の事。

http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwu_xinxi/zhengcefabu/200906/t20090608_164478.html

ご照会先

株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港駐在員事務所

Suite 3111, One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong

Tel: +852-2869-8505 Fax: +852-2869-8712

本レポートは中国に関する概略的情報を株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行
香港駐在員事務所が皆様に無償ベースにて提供するものであり、当事務所は情報利用
者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承下さい。